

コロナの影響で
困っていませんか？

あなたも対象かも!?

コロナ給付金 申請漏れ学習会

～まずは福建労で相談を～

新型コロナウイルスの影響で仕事が減った場合、基準を満たせば、持続化給付金や雇用調整補助金、家賃補助、融資など、様々な支援策を受けられます。「たくさんあってよくわからない」「自分が何に対象になるのかわからない」「ちゃんと申請できているか心配」といった仲間の声に応じて、**コロナ給付の申請漏れがないよう、全般的な学習会を行います。**

どのように仕事が減少したときに対象となるのか？申請方法は？など、ご不明な方は、学習会にぜひご参加ください。**福建労の組合員以外の方の参加もOKです！**

10月

① 15日(木) 14:00～

② 16日(金) 19:00～

11月

① 20日(金) 19:00～

場所：福建労会館

定員
20名



例えば！持続化給付

※前年度同月との売上比較方法は申請先や確定申告方法、個人、法人などで異なる場合があります。

国・自治体	要件	給付額	申請期間
国	ひと月の売上が前年の同月と比べて 50%以上減少 している事業者。 ※対象は今年の1月～12月の売上です。	法人：最大200万円 個人：最大100万円	令和2年5月1日～ 令和3年1月15日

売上げ減少の比べ方（国の場合） ※申告の仕方で変わります

白色申告の方：「昨年の総売上を12で割った額」と「今年の各月の売上」を比べます。

法人・青色申告の方：昨年の各月の売上額と今年の各月の売上額を同じ月どうして比べます。

**学習会は事前
予約制です！**

**参加希望の方
は組合事務所
まで電話で参
加申し込みを
してください。**